破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２号
三重県伊賀市下阿波325番地
破産者　森口美恵子
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３５号
奈良県橿原市新賀町493番地　パセオ・パークハイムＢ201号、開始決定時の住所奈良県橿原市葛本町492番地の18
破産者　辻　　尚司
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
奈良県橿原市新口町460番地の１　ハイツ橘102号、開始決定時の住所奈良県磯城郡三宅町大字石見96番地の４
破産者　マンション・こはくこと　美並　義朗
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
北海道余市郡余市町沢町４丁目７番地
破産者　松林　祐司
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第３７０８号
名古屋市南区元塩町３丁目12番地　アネックス元塩601号
破産者　郷原設備こと　郷原　浩司
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１７号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番104―803号　大幸東団地
破産者　松山　栄一
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０２号
大阪府泉南郡田尻町大字吉見606－14フリューゲル21―102号、住民票上の住所大阪市平野区加美正覚寺２丁目10番32号
破産者　中谷クリニックこと　中谷　　進
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
兵庫県姫路市飾東町豊国938番地３
破産者　山本　義範
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５２９号
大分県別府市大字鶴見2373番地の６、開始決定時の住所大分県別府市上人町10組　シーサイド上人Ⅱ1108号
破産者　竹島　五男
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１号
大分県竹田市大字竹田342番地
破産者　深田　清一
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第３４６号
神奈川県横須賀市不入斗町３丁目18番地　グラン・ドムール湘南汐入703
破産者　伊豆田智洋
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第４３号
石川県七尾市中島町中島３部71番地
破産者　山本　珠江
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第２４１号
静岡県富士宮市小泉1738番地の10、前住所静岡県富士宮市黒田267番地の15
破産者　佐野富士雄
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２号
石川県輪島市長井町20の11番地６
破産者　進藤　信治
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第２号
山口市小郡栄町４番13―801号
破産者　今澤　敏男
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４５号
宮崎市大字芳士1024番地５
破産者　赤池　良浩
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第９１号
長野県須坂市大字日滝1943番地５、開始決定時の住所長野県中野市大字牛出584番地の１
破産者　鈴木　　弘
1　破産債権の届出期間　平成23年10月９日まで
2　一般調査期日　平成23年10月31日午前11時　平成23年９月15日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７９号
広島市西区小河内町２―12―２　第３小河内ビル305号、住民票上の住所広島市南区元宇品町26番38―505号
破産者　杤谷　俊司
1　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
2　一般調査期日　平成23年12月14日午後３時　平成23年９月14日
広島地方裁判所民事第４部